

平成 24 年度

学位（博士）の授与に係る論文内容  
の要旨及び論文審査結果の要旨

（平成 25 年 3 月授与分）

北九州市立大学大学院  
社会システム研究科

## 目 次

学位番号	学位被授与者氏名	論文題目	頁
甲第67号	難波 利光	被生活保護者の就労規定要因と自治体政策の有効性 －就労支援台帳、自立支援プログラム及びアンケート・ヒアリング調査に基づく実証的研究－	1
甲第68号	三隅 初美	Ian McEwan 研究 －謎解きのコードとキリスト教的世界観からの分析－	4
甲第69号	張 景珊	曹禺研究 －中国フェミニズムを踏まえて	7
甲第70号	前田 卓雄	営業店舗における非正社員リーダーの職務意欲に関する研究 －正社員店長とのタスクの重複に注目して－	10
甲第71号	松谷 洋介	中国占領地域に対する日本の宗教政策： キリスト教を中心とした政策・組織・人物の連関性	13
甲第72号	山口 裕美	ポストロマン派としてのバイロン －テキスト、アイデンティティ、メンタルシアターをめぐって	16
甲第73号	木下 靖子	食物分配における内発的動機を生み出す一致の感覚 －バヌアツ共和国の事例から－	18
甲第74号	鮫島 千明	Yeats's Mugen-Noh : Ghosts as Unified Emotions (イエイツの夢幻能 ー情念の統一としての亡霊)	20
甲第75号	高良 沙哉	戦時性暴力について	22
甲第76号	永富 智子	新敬語「っす」の本質と機能 －女性語としてのポジティブ・ポライトネス・ストラテジー－	25
甲第77号	芳賀 祥泰	介護保険制度下における介護サービス供給実態と社会福祉法人 の特徴に関する実証的研究 －事業環境と事業展開の観点から－	28

学位被授与者氏名	難波 利光 (なんば としみつ)
本籍	岡山県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 67 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日 文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
論文題目	被生活保護者の就労規定要因と自治体政策の有効性 －就労支援台帳、自立支援プログラム及びアンケート・ヒアリング調査に基づく実証的研究－
論文題目 (英訳または和訳)	Conditioning factors and the effectiveness of municipality policies for working of welfare recipients in the public livelihood aid － An empirical study based on the work support ledger, independence support program and questionnaire- hearing survey －
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 吉村 弘 同審査委員： 北九州市立大学都市政策研究所 教授 石塚 優 同審査委員： 県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 教授 住居 宏士
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成 17 年 4 月 1 日 大学規程第 96 号) 第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本論文の目的は、筆者の長年の生活保護制度に関わる研究を基として、被生活保護者の就労における規定要因を実証的に解明し、その規定要因に関連して被生活保護者就労における自治体政策の有効性を検証し、併せて、被生活保護者の就労に関する問題点・課題を提示しようとするものである。</p> <p>第 1 章では、被生活保護者の就労支援を中心として、生活保護制度の全般的な変遷と実態を示し、就労支援に関する社会保障制度改革や社会保障基礎構造改革などの現代的動向とその社会的背景・意義を説明し、自治体の自立支援プログラムの導入や新たなセーフティネットなどの施策について概観する。</p> <p>第 2 章では、生活保護制度と被生活保護者の就労に関する先行研究、及び欧米の実態、日本の取り組み事例を示す。</p> <p>第 3 章では、生活保護就労支援台帳に基づく就労規定要因の分析を行い、「仮説 1：就労支援台帳の中の就労規定要因は、(1)非政策対象要因 (性別・年齢など) か、(2)政策対象要因 (学歴・資格など) かによって、就労規定要因としての程度において違いがある」ことを検証し、その結果、非政策対象要因は規定要因として認められるが、政策対象要因 (主として経済的自立に関わる要因) は就労規定要因としての程度は弱いという結果を得た。したがって、政策対象となる要因のうち経済的要因以外の要因、たとえば日常生活自立・社会生活自立という基礎的生活自立の支援、及び就労意欲支援が必要ではないか、という示唆が得られた。</p> <p>第 4 章では、被生活保護者の就労に対する自治体政策の有効性に関する分析を行い、「仮説 2：厚労省が指導して自治体が行ってきた自立支援プログラムは、被生活保護者の就労にとって有効である」を検証する。その結果、自治体規制別、就労中・未就労中別、世帯類型別、施策主体別など、いずれの観点から見ても、プログ</p>

	<p>ラム参加者が非参加者に比して統計的に有意に就労達成率が高いことを示して、この仮説が成立することを明らかにした。</p> <p>第5章では、アンケート調査とヒアリング調査に基づいて被生活保護者の就労規定要因の分析を行い、「仮説3：「アンケートCWの認識」（被生活保護者の就労規定要因に関するケースワーカーに対するアンケート調査結果としてのCWの認識）は、(1)就労支援台帳とは異なるが、(2)自治体政策の効果及び(3)ヒアリングCW調査の結果とはほぼ同じである」、及び「仮説4：就労規定要因のうち基礎的生活自立（日常生活自立・社会生活自立）及び就労意欲などの規定要因は、（就労支援台帳の中には存在しない項目であるが）、自立支援プログラム、CWアンケート調査及びヒアリング調査のいずれにおいても重要な就労規定要因である」を検証し、それらの仮説が成立することを示した。</p> <p>終章では、本論文の結論とその政策的含意、被生活保護者に就労に対する問題点・課題を整理し、最後に本論文の限界と今後の展望を示す。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>現在我が国では、被生活保護者は増加し続けており、その1つの重要な対策として就労可能な被生活保護者の就労達成が大きな政策課題となっている。欧米においても、とくに最近20年、単なる生活の支援ではなく、就労を通じた生活保護からの脱却、あるいは雇用・就労対策と一体となった生活保護政策が主流となっている。このような世界的な潮流の中で我が国でも被生活保護者の就労支援は種々試みられているが、従来、その直接の施策者であるケースワーカー（CW）やその経験者であって現在は施策企画者となっている上司の「勘」による就労支援政策が主流であって、就労規定要因の分析、とりわけデータに基づく実証的分析の基礎をもった就労規定要因の分析はほとんど見られない。</p> <p>これに対して、本研究は、統計的検証に耐えうるサンプル数を確保した上で地道な研究に基礎をおいて被生活保護者の就労規定要因分析を試み、実証に成功している点はまず高く評価できる。また、被生活保護者の就労基本台帳という得がたい資料に基づいて分析を行っただけでなく、その結果、台帳にある政策対象要因はむしろ規定要因としての程度が弱く、したがって、台帳にない要因（日常生活、社会生活、就労意欲など）の重要性を、自治体の支援プログラムやCWのアンケート調査・ヒアリング調査によって見事に導き出し、それを、支援台帳の項目として追加し、それに基づくカウンセリング支援を重視するように提言している点は、データに基礎をおく説得的で有益な提言である。さらに、自治体の就労支援政策は種々行われているが、その効果について、今まで数量的に実証された例はなく、この研究による自治体政策の効果の実証によって、支援政策に弾みがつくものと期待される。さらにまた、CW長年経験者に対する筆者の地道なヒアリングの結果は、経験者が「勘」によって得ている確信を、それが単に「勘」であるが故に強く主張できず、したがって政策・施策として実現されにくい点があることを示しているが、その経験者の「勘」がこの研究によって実証的に裏付けられている箇所が多々見られるので、経験者にとって「勘」に対する自信と共に、「勘」だけでなく「実証」の重要性を認識させることになると期待されるなど、政策的にも貢献するところが大きい。</p> <p>本論文は、多量の一次資料に基づいているので、資料の更なる活用と分析の発展可能性を残しているが、この研究だけでも被生活保護者の就労に関する優れた論文であり、単に研究面からだけでなく、政策面においても一定の注目を浴びるに値する成果を得ていると高く評価できる。</p>

	<p>平成 25 年 2 月 19 日に、北九州市立大学北方キャンパス都市政策研究所会議室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。</p>
--	---

学位被授与者氏名	三隅 初美 (みすみ はつみ)
本籍	山口県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 68 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
論文題目	Ian McEwan 研究 — 謎解きのコードとキリスト教的世界観からの分析 —
論文題目 (英訳または和訳)	Studies on the Three Novels by Ian McEwan: Analysis According to the Hermeneutic Code and the Christian Thoughts
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学外国語学部 教授 博士 (文学) 木下 善貞 同審査委員： 梅光学院大学国際言語文化学部 教授 吉津 成久 同審査委員： 北九州市立大学外国語学部 教授 木原 謙一
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成 17 年 4 月 1 日大学規程第 96 号) 第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>三隅の本研究はイアン・マキューアンの『アムステルダム』『愛の続き』『贖罪』が不条理な神なき世界を描く書として読むことも、キリスト教的な救いを扱う書として読むことも両方可能であることを証明して、二つの読みが共存するという新しい考え方を打ち出している。このため、まずマキューアンがこの三作品を同一線上で創作していると見られる証拠をあげて、三作品が共通する世界観に支えられていることを言う。三隅はマキューアンが描く不条理な神なき世界を分析する方法としてロラン・バルトの謎解きのコードを採用する。これによってマキューアンの無神論者としての側面を論理的に解明しようとする。三隅はもう一方でキリスト教的な救いという観点から各作中人物の行動と思考を分析する方法を用いて、マキューアンのモラリストとしての側面を分析する。このようにして、アリストティックな読みと、キリスト教的な読みの両方が三作品に共通して可能であることを実証する。</p> <p>本研究の第 1 章で三隅は三作品の先行研究とこれまでの評論の到達点を紹介する。『アムステルダム』はあまり高く評価されておらず、この作品についてキリスト教的な読みを展開した批評家は皆無だと言う。『愛の続き』では、パリーの病理的症例がマキューアンによってでっちあげられたものであること、タイトルの意味、テキストに見られる狂気と理性の対立などが批評の対象となってきたけれど、キリスト教的な読みによる総体的な論評はなされてこなかった。『贖罪』では、ブライオニー自身の贖罪の動機から書きあげたテキストがでっちあげだったとの種明かしや、作中のポストモダン性、贖罪の可能性などが批評の対象となっているが、贖罪についての明確な結論は出ておらず、キリスト教的な徹底的な読みはまだなされていないと言う。</p> <p>続いて第 2, 4, 6 の偶数章で三隅はロラン・バルトが提唱した謎解きのコード — 「謎の提示」、「おとりや偽装」、「謎の引き延ばし」、「塞きとめ (解決不能の証明)」、「謎の終結」 — を三作品のテキストのなかで分析し、マキューアンが描く作中人物の無意味な死、不毛な生、不条理な世界を正確にとらえようとする。たとえば、『愛の続き』では、気球事件の謎であるジョンの不貞は濡れ衣だと証明され、</p>

	<p>ジョンの墜落死そのものはまったくの無駄死だと判明する。パリーについては病理的精神異常者と見られるため、タイトルの「愛の続き」についてはパリーの無意味な愛を表現することになる。結局、合理主義者ジョーの前には不毛で不条理な神なき世界が広がっていることがわかる。</p> <p>第3, 5, 7の奇数章で三隅はそれぞれの作中人物が背負う十字架を考えつつ、そのキリスト教的な救いを考えるところから人物分析する方法を採用する。たとえば、『アムステルダム』でクライヴとヴァーノンは呪われた者の末路をたどる一方、モリーは完全なる自己否定と隣人愛を体現して神の恩寵にあずかる立場に立つ。『愛の続き』で、ジョーはエロスの道を、パリーは恩寵の道を代表して、この両者がテキスト内に一貫した二項対立を維持している。このように見ることによって、気球の墜落事件は磔刑の地ゴルゴタの丘として、タイトルの「愛の続き」は「永遠の愛」すなわちアガペーとして、パリーは狂気の人ではなく自己否定と隣人愛の体現者としてとらえられる。『贖罪』では、ロビーとセシーリアとブライオニーが自己否定と没我的隣人愛の姿を実現する。ロビーはダンケルクでイギリスに帰るのをあきらめ、戦場に引き返して見知らぬ人を救おうと決断するとき、セシーリアは主任看護師として滅私的に看護に献身するとき、ブライオニーは贖罪のテキストを書くときではなく、老衰と記憶喪失と完全なる自己忘却に陥るとき、恩寵に身を委ねると言う。</p> <p>このようにして、三隅は三作品が不条理な神なき世界を描く書として読むことも、キリスト教的な救いを扱う書として読むことも可能であることを主張する。</p>
論文審査結果の要旨	<p>三隅は一つの作品に二つの完全に対立した読みを主張する。たとえば、パリーはある（合理的な）見方からすると狂気の人であり、ある（宗教的な）見方からすると信仰告白した無私のキリスト教信者となる。見方によって一つのものが異なった姿をみせるのはごく普通のことだが、両方の見方ができるように意図的に書くのはいわゆるポストモダンの揺れをねらっていると理解される。このようなポストモダンの手法は『贖罪』の物語中物語の手法、『愛の続き』のド・クレランボー症候群のでっちあげなどと通底するもので、マキューアンの特徴と言える。三隅はこの点について直接言及していないが、これは三隅論文から引き出せる成果と言える。</p> <p>『愛の続き』のパリーにはキリスト教の信仰告白も信者としての行為も見出せる一方、モリーやロビーやブライオニーにはキリスト教の信仰告白も信者としての行為も書き込まれておらず、ただ恩寵への依存だけが暗示されている。三隅の指摘によって、キリスト教的読みは『愛の続き』では直示的であり、『アムステルダム』と『贖罪』では暗示的な倍音として意図されていることがわかる。『愛の続き』では、マキューアンはキリスト教的な読みを本格的に意図したけれど、パリーをでっちあげの症例の犠牲者として茶化して、この意図をごまかしたことがわかる。『アムステルダム』と『贖罪』では、マキューアンはキリスト教的読みを暗示的に表現しているから、神なき不条理な世界のほうが強調されていることもわかる。こういうことが三隅の論文の成果だ。</p> <p>三隅の研究はこれまで無神論者として扱われてきたマキューアンについて、キリスト教的な読みを一貫して見出した点で高く評価できる。これによってたとえば『贖罪』のロビーの脇腹にある傷などのキリスト教的隠喩がうまく解釈される。新しい詳しい解釈、たとえば『アムステルダム』のモリーの解釈、『贖罪』のロビーの隣人愛の解釈などは斬新で、高く評価できる。できればこのような論文の成果を初めから念頭に置いたうえで、成果を強調しつつ書く方法を採用すれば、もっと</p>

訴える論文になったと思われる。とはいえ、全体として学位請求論文に相当する内容になっている。

平成 25 年 3 月 6 日に北九州市立大学北方キャンパス 3 号館都市政策研究所会議室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	張 景珊 (ちょう けいさん)
本籍	中国
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 69 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
論文題目	曹禺研究 - 中国フェミニズムを踏まえて
論文題目 (英訳または和訳)	The Study of Cao Yu's works - Based on the feminism in China
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 法学博士 横山 宏章 同審査委員： 北九州市立大学外国語学部 教授 文学修士 板谷 俊生 同審査委員： 中央大学文学部 教授 文学修士 飯塚 容
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成 17 年 4 月 1 日大学規程第 96 号) 第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本論文は、中華人民共和国における演劇界のトップを極めた曹禺の苦難、苦渋の人生を、フェミニズムの歴史のなかに投入し、その作品 (『雷雨』『日の出』『北京人』) に込められた女性像を通して、また彼の作品に対する文学批評を通して論じたものである。作品が描かれた 1930 年代、40 年代は、1910 年代に登場した新文化運動・五四運動が告発した封建的家父長社会への挑戦、個性の解放、人権の確立、女権の保護など、まさしく「デモクラシーとサイエンス」を掲げる思想革命の情念が、まだ余熱をともなって充満していた時代である。</p> <p>曹禺は、新たに登場した人間解放の個人主義的人道主義 (ヒューマニズム) の立場から、伝統的な家父長社会に苦しむ女性のあり方を問う作品を発表し続けた。しかし、1930 年代は、日中戦争 (抗日戦争) の時代でもあり、時代的課題は個人の解放から、国家・民族の解放に中心が移っていた。曹禺の人道主義偏重は、抗日ナショナリズムの立場から批判されることとなった。加えて 1949 年、共産党政権の誕生で、マルクス主義の毛沢東的解釈によって、善悪二元の階級区分論を中心として、作品の善し悪しが決められるようになった。男性と共に生産に参与する労働者となることで、女性は社会的労働差別から解放されるという解釈であった。共産党的解釈が絶対視され、上流家庭の苦悩を描いた曹禺の作品は、ブルジョア的人道主義として排斥されることとなる。</p> <p>この政治的嵐の中で、曹禺は積極的に自己批判を受け入れ、共産党の指導理念である階級論に基づいて、作品の内容、登場人物の人物設定を大きく書き換え、権力の要請に応えようとした。いわば権力に迎合した結果、文芸界における指導的地位を確保したものの、たび重なる政治的激動によって、作品はずたずたに切りさいなまれる運命をたどった。その政治主義的改訂過程を明らかにした。</p> <p>文化大革命が終息し、階級論による曹禺批評の嵐は収まって、再び作品は人道主義的な元の形に戻る事が出来た。同時に、1980 年代に入ると、西欧からの影響を受けて、中国にも新しくフェミニズム文学批評の波が起こり、ジェンダー的論調も盛んになった。曹禺作品も、こうしたフェミニズム文学批評の立場から批評され</p>

	<p>ることとなった。本論文はその変遷過程を詳細に追いながらも、現在に至っても曹禺が追求した人道主義的女性解放論の有効性を検証している。</p> <p>構成は次の通りである。</p> <p>序章は人物と作品の紹介、先行研究。</p> <p>第一部「中国近代女性解放論と曹禺初期作品」（第一章：『雷雨』、第二章：『日の出』、第三章：『北京人』、第四章：中国近代女性解放論と曹禺作品における女性解放）</p> <p>第二部「絶対化された中国式マルクス主義思想と曹禺の作品」（第一章：政治への追随による『雷雨』の改訂、第二章：階級論に翻弄された女性像、第三章：主流から脱出した評価は許されない）</p> <p>第三部「中国フェミニズム文学批評及び曹禺批評」（第一章：1980年—1985年における中国フェミニズム批評及び曹禺批評、第二章：1985年—1995年における中国フェミニズム批評及び曹禺批評、第三章：1995年以降の中国フェミニズム批評及び曹禺批評）</p> <p>終章</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>本論文は、①『雷雨』『日の出』『北京人』三部作に登場した様々な女性像を人道主義（ヒューマニズム）の立場から描き出した意義、②毛沢東的階級論が支配した激しい政治闘争時代における作品の書き換え問題、③曹禺が描き出した人道主義的女性解放論を、発表した同時代、毛沢東時代、そして中国フェミニズム文学批評が台頭してきた時代に分けながら、各論者の批評の意味合いとその検証、この三点を総合的に論じたものである。</p> <p>三部作を発表した時期は、新文化運動によって唱えられた民主主義、人道主義が叫ばれたと同時に、日本の侵略に対抗するナショナリズムが拮抗する時代であった。また民族闘争、階級闘争が激化し、西欧啓蒙主義的な人権、女権の確立を目指す人道主義は、試練に直面していた。そうしたなかであって、曹禺は人道主義の立場を崩さず、女性の自立を唱えてきた。本論文は、先ずその点を明らかにし、その後の政治的体験、文学批評にたいする曹禺の評価を冷静に分析している。</p> <p>とくに中国フェミニズムの歴史的発展の軌跡について詳しく調べ、曹禺の作品と結びつけて論じていることは高く評価できる。広義の中国フェミニズムを、①清末から中華民国期の女性解放運動の時代、②中華人民共和国建国初期の中国式マルクス主義の時代、そして③文革終結から現在に至る西洋的フェミニズム移入の時代、に区分した論文の構成も、妥当なものである。従来、曹禺の作品中に現れた女性観はヒューマニズムの枠内で語られてきたが、これをフェミニズムの角度からとらえ直す研究として意義が大きい。少なくとも、日本では初の本格的な研究である。</p> <p>また、中華人民共和国の誕生による環境の劇変によって、曹禺が階級対立を鮮明に描き出す毛沢東の中国的マルクス主義による人道主義にたいする批判を認め、自己批判を繰り返しながら作品を階級闘争に合わせて書き換える過程を描いた部分は、政治的にも興味があると同時に、文学者が政治に翻弄される悲劇を赤裸々に示した。権力への追随という言葉で済まされない。演劇は、上演される舞台にたいする観衆の反応で、その評価が左右される。政治的に書き換えた作品の評価は、観衆の共感を得られず、権力と大衆的評価の狭間で揺れ動く様が描き出されて、政治と文学の緊張関係も明らかとなっている。</p> <p>この時期を対象とした吉田幸夫氏や大芝孝氏の先行論文は、単に修訂による異同の指摘に止まっており、修訂の評価にも時代的な制約があったりしたが、本論文は</p>

修訂による人物像の作り変えの経緯を具体的に詳しく分析した。それによって、新しい時代の要求に応えようとする作家の苦悩の様子も明らかになった。

後半の部分の特徴は、各時代に登場した曹禺作品に対する文学批評を丁寧に紹介し、その批評に対する著者自身の見解を対峙させていることだ。曹禺作品が時代の推移によって書き換えられ、政治的な嵐の中で難破船のように揺れ動いたが、中国フェミニズム文学批評が台頭した 1980 年以後も、曹禺作品に対する文学批評の視点が、同じように時代的制約の中で、揺れ動いてきた。それに対し、著者は一貫した人道主義の立場から対応している。

階級闘争、階級分析万能の時代が終わり、1980 年代に入ると、中国にも新しい文学批評の波として、ジェンダー論的分析の手法が現れた。この新しいフェミニズムを受けて、曹禺の作品に描かれている女性解放のテーマを、1930 年代までに形成されていた当時の人間の解放と言う人道主義の視点から曹禺作品を論ずるべきか、それとも現代的視点である男性支配からの女性解放と言うジェンダー論的視点から論ずるべきであるかというテーマをめぐって葛藤している。

その結果、ジェンダー論的視点の意義を認めつつも、当時の曹禺が直面していた家父長的社会によって、男も女も共に自由と個性が縛られている現実を前提とし、そこからの脱出と変革を求める人間としての解放、すなわち人道主義の視点から、曹禺作品を論じる意義を強調している。なぜなら、文化大革命の嵐が終わりながらも、中国では、依然として人権の確立には程遠いからだ。共産党の権威主義的支配は、家父長的支配に直面していた課題を、現代まで引きずり、だからこそ曹禺作品がいまでもって上演され続けているという。

だから、本論文の結論は次の通りである。「曹禺の作品は、まさしくこの女性解放・男性解放・人間全体の解放における関連性と問題性を提起している。……現代中国はあらためて中華民国時代の新文化運動や五四精神が求められている」。

具体的には、文革後のフェミニズム文学批評を 1980 年～1985 年、1985 年～1995 年、1995 年～2005 年の 3 期に分けて仔細に検討を加えている。各時期ごとの代表的な曹禺作品評論を手際よくまとめることができた。男性作家の著作を排除したり、女権意識を前面に出し過ぎたりしていた初期のフェミニズム文学批評の限界も見据え、客観的な立場から論を進めている姿勢は高く評価できる。

#### 今後の課題

曹禺作品の舞台上演における演出家の解釈の変遷についての分析は、今後の研究の発展の可能性を感じさせる。本論文で触れているのは、主として北京人民芸術劇院の夏淳演出『雷雨』のケースであるが、『日出』『北京人』についても多くの材料が見つかるはずであり、今後の課題としてほしい。

曹禺作品のうち、『雷雨』『日出』『北京人』の女性人物形象に検討対象を絞り、中でも『雷雨』の蘩漪、『日出』の陳白露、『北京人』の愫方と瑞貞を中心に論じたことで、まとまりがよくなった。ただし、曹禺作品の女性像全体を分析するためには今後、『原野』の花金子や『家』の瑞珏、そして本論文では言及の少なかった『北京人』の思懿も考察対象に加える必要があるだろう。

平成 25 年 2 月 21 日に、北九州市立大学北方キャンパス都市政策研究所会議室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	前田 卓雄 (まえだ たかお)
本籍	福岡県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 70 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日 文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
論文題目	営業店舗における非正社員リーダーの職務意欲に関する研究 －正社員店長とのタスクの重複に注目して－
論文題目 (英訳または和訳)	A Study on Work Motivation about Leader of Non-permanent Employees in the Sales Shops －Focus on the Overlap of the task with the Manager of Permanent Employees－
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 吉村 弘 同審査委員： 北九州市立大学院マネジメント研究科 教授 王 効平 同審査委員： 岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授 北 真収 同審査委員： 北九州市立大学経済学部 准教授 福井 直人
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成 17 年 4 月 1 日 大学規程第 96 号) 第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p><b>研究の目的：序章</b></p> <p>雇用の流動化が進み、非正社員比率が高まる中で、正社員と非正社員間でタスクが重複して行われ始めた。処遇が異なる非正社員が正社員と同じタスクを重複して行うことは、正社員への依存が強まり、非正社員の職務意欲は上がらない可能性もあるが、人件費を抑制する枠組みの中で、彼らの意欲を高めることは可能なのか。本研究の基本的問いは「正社員とタスクを重複して行う非正社員にとって、どのような概念が職務意欲を高めるのであろうか」であり、本研究はこの概念を明らかにすることである。</p> <p><b>非正社員の現状：第 1 章</b></p> <p>まず、非正社員の増加という雇用の流動化の要因が企業側の景気変動へのバッファであるといった実態を確認し、非正社員の活用上の問題点の確認も行った。そして活用上に問題点があるとされながらも質的基幹化が進んだことによって、正社員と非正社員との間でタスクの重複が行われている現状を認識した。</p> <p><b>先行研究レビュー：第 2 章</b></p> <p>タスクの重複の持つ側面について日本的経営や重複が行われやすい組織風土、重複の持つ OJT としての効果、重複による機能的柔軟性についてレビューを行った。そして、重複の持つ OJT としての学習効果に注目し、学習を活発化させる組織風土や組織環境、インセンティブに関するレビューを行った。</p> <p><b>問題提起：第 3 章</b></p> <p>正社員と非正社員間のタスクの重複の実態についてインタビュー調査を行った。調査では、リサーチ・クエスチョンを設定して行い、「店長と非正社員であるリーダーのタスクの重複によって生じる学習機会がリーダーの学習活動を活発にさせ</p>

て、それが職務意欲にも影響を与えている」との考察の結果を得ることができた。また、「基幹的なタスクでの重複率が高いとリーダーの職務意欲も高く、また、重複率が高く、且つその程度が深くなるとリーダーの職務意欲が高い」との仮説的見解の導出を行うことができた。

#### **研究のフレームワーク：第4章**

理論的分析のフレームワークは、「タスクが重複することによって生じる相互作用や協働が学習を促進させる組織風土や自発的発話の機会に影響を与え、リーダーにとって限定的であった自律性を補って、リーダーの学習活動を活発にする。その結果、リーダーの職務意欲を高めており、タスク重複そのものには、これらの要因に作用して、間接的に非正社員リーダーの職務意欲を高めるモデレート効果がある。ただし、正社員への転換制度はこの説明力を高める。」である。

#### **仮説の提示：第5章**

この理論的分析のフレームワークに則り、基本仮説の提示を行った。そして、この基本仮説を具体的に定量調査によって実証するための7つの作業仮説の提示を行った。

#### **仮説の検証：第6章**

業種の異なるA社、B社、C社の3社を対象に定量分析を行って、仮説の検証を行った。その結果、「タスクが重複することによって生じる相互作用や協働が学習を促進させる組織風土や自発的発話の機会に影響を与え、リーダーにとって限定的であった自律性を補って、リーダーの学習活動を活発にする。」ことを実証した。次に、「その結果、リーダーの職務意欲を高めている」については、A社とC社で実証できたが、B社では実証できなかった。また、「タスク重複そのものには、これらの要因に作用して、間接的に非正社員リーダーの職務意欲を高めるモデレート効果がある。」については、A社とC社において「改善的学習風土」と「難易度の高いタスクの重複」の交互作用が「リーダーの学習活動」に対してモデレート効果があることを確認した。

#### **考察：第7章**

これらの分析結果に対して以下の考察を行った。

①「学習する組織の風土」では、営業店舗においては、探索的活動と同時に、日々の改善活動も重要な役割を果たす。

②「自発的発話」では、非正社員にとっては「店長への発話」よりも「同僚への発話」のほうが「リーダーの学習活動」を活発にする強い影響力を持つことがある。

③ただ単にリスクを重複させるだけでは、「リーダーの学習活動」を活発にさせることもできないし、「職務意欲」を高める効果がない。「学習する組織の風土」と「難易度の高いタスクの重複」は互いに影響し合う関係にある。

④正社員への転換制度の存在が、非正社員リーダー全体の職務意欲を高める効果的な役割を果たしている。

⑤「難易度の高いタスクの重複」によるモデレート効果については、重複するタスクの内容が短期的対応を必要とするものであったため、改善的学習風土に影響を与えた。

#### **結論・インプリケーション：終章**

実証分析を踏まえて「タスクが重複することによって生じる相互作用や協働が学習を促進させる組織風土に影響を与え、リーダーの学習活動を活発にする。」などの結論を得た。また、「正社員への転換制度があること自体に対する安心感や期待

	<p>感が、リーダーの学習活動を高め、それが職務意欲を高めるインセンティブになる」といった示唆を得た。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>(1)日本において、近年、雇用の流動化が急速に進み、非正社員の割合が雇用全体の4割にも達する勢いである。非正社員という現代日本における大きな社会的動向に対して、とくに正社員との対比における労働条件の拙悪さや、それのもたらすであろう将来の社会保障的財政負担など、非正社員の観点からみた社会的問題点が広く取り上げられている。しかし、企業の経営管理や組織行動の視点から見れば、かつて全員が正社員であった時代を前提にして構築された理論や手法が、依然、中心を占めたまま、新たな変化に対応した学術研究への取り組みがそれほど進んでいない。そうした中で本研究は、雇用の流動化が進んだ流通業の非正社員に注目し、とりわけ非正社員の質的基幹化に焦点を置いて緻密な分析を試みた数少ない実証研究の1つに挙げられる。</p> <p>(2)タスクの重複は日本的経営の1つの特徴であり、分業の低さを表わしている。これは、暗黙的に正社員を前提として研究されてきた概念であるが、こうした概念を正社員、非正社員という雇用の境界をまたいで適用し、分析を試みようとした着眼点がユニークである。</p> <p>(3)筆者は、基幹業務の正社員とのタスク重複を通じて、非正社員の職務意欲を高める非金銭的な要因は何か、を明らかにしようとした。その分析過程では、1次データを丹念に収集し分析を行った点に最大の特徴が見い出せる。具体的には、仮説の実証分析において、基幹的なタスクを単に店長の業務全般として捉えるのではなく、業務を具体化、詳細化したうえで、難易度に分けている。そうした難易度に応じてタスク重複の現状を量的に丁寧に測定している。また、当然の手法ではあるが、データの正規性の確認など厳格な方法に則って科学的に検証を試みている。第3章 問題提起の予備調査では、予備とはいえ実態面から仮説を探索すべく質的に比較的深掘りした定性調査も行っている。</p> <p>(4)もう1つ特徴を挙げれば、本稿の結論として学習活動が大きな鍵を握るのであるが、タスク重複と学習活動の単純で狭い因果関係だけでなく、広く間接効果(モデレート効果)の把握にも配慮している点である。</p> <p>(5)非金銭的に捉えれば、非正社員の就業観は正社員とは異なり、ばらつきが大きく、バラエティに富むとみられる。こうした多様性にも踏み込んで、その影響に配慮しながら調査分析が行えたならば、経営管理の新たな枠組みを提示できた可能性も思料され、今後の改善・発展が期待される。</p> <p>(6)本研究は、まったく新しい枠組みの提起というものではないが、職務や組織行動において正社員と非正社員の間に境界はないという経営管理の公正性の重要性を指摘したものといえ、今日的な課題への示唆となる。また、その分析過程における緻密さ、直接効果だけでなく間接効果の確認という点で高い貢献が認められる。</p> <p>平成25年2月20日に、北九州市立大学北方キャンパス都市政策研究所会議室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。</p>

学位被授与者氏名	松谷 洋介 (まつたに ようすけ)
本籍	福島県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 71 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日 文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
論文題目	中国占領地域に対する日本の宗教政策： キリスト教を中心とした政策・組織・人物の連関性
論文題目 (英訳または和訳)	Japan's Religious Policies during its Occupation of China : The Interconnections between Policies, Organizations and Individuals with Respect to Christianity
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 法学博士 横山 宏章 同審査委員： 北九州市立大学基盤教育センター 教授 博士 (法学) 小林 道彦 同審査委員： 明治学院大学教養教育センター 教授 博士 (学術) 渡辺 祐子
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成 17 年 4 月 1 日 大学規程第 96 号) 第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本論文は、これまで研究があまり進んでいない日中戦争期における日本軍占領地域に対する日本の宗教政策の形成と、それを受けた具体的な組織化、そして現地における対応 (とくにキリスト教を中心に) を、検討したものである。</p> <p>日本は軍事占領地域に親日的な汪精衛政権を樹立させ、日中提携による「大東亜共栄圏」構想の実現を迫った。その実現にとって障害となるのは、既に中国で長く活動し、中国人の信仰心をつかんでいた欧米キリスト教宣教師たちの存在と活動であった。日本は外務省、文部省、軍部、興亜院などが中心となって、欧米キリスト教宣教師に対抗するため、日本独自の宗教政策を展開しようと試みた。</p> <p>その政策にともなって、宗教団体の組織化が進められた。その組織化に、中国では激しい反撥と抵抗があったが、同時にそれを受け入れて、占領地における宗教活動を進めた宗教者たちも存在した。</p> <p>本論文は、序章では、研究の動機、問題意識、先行研究、資料について述べ、3部に分けている。</p> <p>第Ⅰ部「政策」(第1章：中国占領地域に対する宗教政策の初期段階——キリスト教政策を中心に、第2章：日本国内における宗教政策と中国政策の関連——宗教団体法・興亜宗教同盟・宗教教化方策委員会)</p> <p>第Ⅱ部「組織」(第3章：中支宗教大同連盟をめぐる諸問題、第4章：「中華基督教団」をめぐる諸問題)、</p> <p>第Ⅲ部「人物」(第5章：楊紹誠とその生涯、第6章：日中戦争下における日本人キリスト者と中国)</p> <p>第Ⅰ部では、日本の宗教政策の形成、とくに宗教団体法の成立と、興亜宗教同盟、宗教教化方策委員会の活動に焦点を絞り、政策形成の経緯を分析している。</p> <p>第Ⅱ部では、その政策を実現する具体的な組織状況を、華北、華中、上海、南京などに分けて検討している。同じ占領地域であっても、中国側の対応は異なってい</p>

	<p>たからである。神道、仏教、キリスト教の大同組織を目指した「中支宗教大同連盟」をはじめ、キリスト教団の統合に向けての組織化である「華北中華基督教団」「南京中華基督教団」「華中中華基督教連盟」の活動と限界を明らかにしている。</p> <p>第Ⅲ部では、そうした政策や組織活動の中心として位置づけられた具体的な指導者の中国におけるキリスト教の布教活動、組織活動を、人物論としてまとめた。登場する人物の中心は、中国側では南京で日本に協力した楊紹誠牧師である。既に第Ⅱ部で、中国キリスト教世界の代表的人物である王明道、江長川、繆秋笙らの活動がまとめられているが、ここでは従来ほとんど研究が進んでいなかった楊紹誠をとりあげ、日本軍占領地におけるキリスト教牧師の活動と理念を明らかにしようとしてきた。日本側としては、南京で長く活動した安村三郎、キリスト教世界の代表的人物である阿部義宗、東京大学から追放された矢内原忠雄、外国にも有名な賀川豊彦の四人をとりあげ、これまで明らかではなかったそれぞれ中国との関係を整理している。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>日中戦争研究は、日本、中国双方に多くの研究蓄積が見られる。しかし、日本軍の占領地区、及びそこにおける日本の宗教政策に関わる研究は、まだ不十分である。中国にあっては、占領地が日本と協力した汪精衛政権によって支配されたという状況、また日本にあっては軍事的占領政策の研究が中心であったという特殊事情がある。加えて、軍部資料は戦後に破棄されたという特殊事情もあって、研究は困難を伴う。にもかかわらず、本研究は、その空白部分に挑戦した野心的論文であると評価できる。キリスト教研究の立場から見ても、分厚い研究の蓄積がある日韓キリスト教関係史と比して、日中関係史をキリスト教の視点から考察しようとする試みは、緒に就いたばかりである。本論文は、研究者の層も研究自体の量もごくわずかなこの分野を切り開く貴重な貢献であると言える。</p> <p>多くの欧米宣教師が中国に派遣され、中国人キリスト者の心のよりどころとして成果をあげてきた。日本軍は占領地における支配を順調に進めるためには、人心把握の必要性を痛感し、宣撫工作を展開する必要性を認めた。その結果、欧米宣教師に対抗するため、宗教政策の確定を急いだ。先ず日本における宗教政策を整備する必要があり、宗教団体法を制定し、その第一歩を踏み出したが、本論文はその制定過程を明らかにし、それに基づいた組織過程として中国宗教団体の統一、把握について分析を試みている。とくに日本における「日本基督教団」に模した「中華基督教団」の組織化を目指したが、各地の中国人指導者のスタンス、所属教派の違いによって、北京、南京、上海における対応の相違を明らかにしている。</p> <p>とくに第Ⅲ部「人物」編は、人物研究の新しい地平を切り開いた。これまでの日本、中国キリスト教史研究において不当にも注目されてこなかった楊紹誠に関するライフヒストリーは、本論文の白眉と言ってよいだろう。Aurora Universityのコレクションを駆使した楊紹誠に関する叙述は、しかるべき評価が与えられるべき論考である。今後、さらに楊紹誠研究の深化が期待される。また中国キリスト教に積極的に関わった日本人の安村三郎、阿部義宗、矢内原忠雄、賀川豊彦について、それぞれの独自の中国キリスト教との関わりを論じた点も高く評価される。とくに従来顧みられることの少なかった安村と阿部に焦点を当て、散在する断片的な資料を可能な限り収集して整理した記述は、日中キリスト教関係史研究はもとより、日本キリスト教史研究にも大きな刺激を与え得るものだろう。また賀川豊彦の肯定的な見直しが無批判に進んでいるように思われる昨今、この時期の賀川言動を検証し、その問題点を明らかにした。この問題意識はそうした風潮に一石を投ずるものと</p>

なるだろう。

また、日本に協力した中国人を裁いた「漢奸」問題でも、一石を投じている。従来、日本の中国占領に協力した人々、組織活動については、中国では民族を裏切った、他民族の侵略に協力した「漢奸」と呼ばれてきた。日本の「傀儡」と言われてきた汪精衛が代表的で、「偽汪精衛政権」と呼ばれ、満洲国も「傀儡国家」「偽満洲国」とされている。日本の宗教政策の枠内で活動した楊紹誠などは、当然ながら「漢奸」牧師と呼ばれて、糾弾されてもおかしくない。日本においてもこの視点を継承するケースが多い。しかし著者は、同じキリスト者の立場からの共感であろうが、南京に残された多くの信者の魂を救済するキリスト者の義務として、日本に協力しながらも南京に留まり続けた意味を問い直し、安易に「漢奸」のレッテルを張ることに異議を唱えている。

もちろん日本の宗教者の戦争協力（軍事占領協力）の問題は、19世紀以来のキリスト教と帝国主義支配の相互補完というテーマの延長上に位置づけられ得るものであり、このテーマをめぐる欧米を中心に多くの研究がある。とはいえ、「漢奸」視点のみで断罪する危険性を、具体的な人物研究を通して明らかにしようという挑戦は、評価できよう。

最後に、さらに評価すべき点は、精力的な史料収集である。歴史研究にとって、如何に史料を収集し、その史料を分析し、論文として史料を操れるかということは、とても大切である。著者は、中国、アメリカ、日本の史料館、档案馆、アーカイブ、大学図書館などを自ら回り、多くの史料発掘に成果を挙げている。また、関係者へのインタビューも実施し、史料を補完している。歴史研究者としての十分な資質を備えている証拠でもある。

挑戦的な論文であるだけに、今後残された課題は多い。総じて研究対象が拡大し、若干散漫な点もあるが、今後は楊紹誠研究をさらに深めることで、それを突破口として、占領期における日本の軍事政策、宗教政策、日中キリスト教関係史構築に期待するところが大きい。史料を踏まえた実証的研究を基礎に、さらに方法論や理論的研究が深められれば、より充実した研究となるであろう。

平成25年3月6日に、北九州市立大学北方キャンパス都市政策研究所会議室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	山口 裕美 (やまぐち ゆみ)
本籍	福岡県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 72 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日 文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
論文題目	ポストロマン派としてのバイロン ーテクスト、アイデンティティ、メンタルシアターをめぐって
論文題目 (英訳または和訳)	Byron as a Post-Romantic: Text, Identity and the Mental Theatre
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学外国語学部 教授 木原 謙一 同審査委員： 福岡大学人文学部 教授 山内 正一 同審査委員： 北九州市立大学外国語学部 教授 博士 (文学) 木下 善貞
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成 17 年 4 月 1 日 大学規程第 96 号) 第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	メディア論の知見を踏まえて、作者とテクストと読者の相互関係・相互作用に着目しながら、バイロンにおける自我意識の表現のありようを論じつつ、バイロンの一連の作品 ( <i>Childe Harold</i> , <i>Manfred</i> , <i>Cain</i> , <i>The Deformed Transformed</i> , <i>Don Juan</i> ) に見られるポストロマン主義的 (プレ実存主義的) な特質に光を当て、それを実証している。これまでイギリスロマン派後期を代表する詩人の一人として位置づけられてきたバイロンを、バイロンの他のロマン主義詩人と異なる自然観、自我の肥大化による自意識のメタ構造、喜劇的な視点に着目し、現代詩人の先駆けとして位置づけし直す試みである。
論文審査結果の要旨	本論文は、バイロンの肥大化した自我が生み出す意識のメタ構造に注目し、自然を主題とした他のロマン主義文学とはまったく異なったバイロン作品の内省的な特質を明らかにしており、精神的な視点からバイロンを再評価するものであり興味深い。論旨には一貫性とオリジナリティと説得力が認められる。一方、解決すべきいくつかの重要な課題も残っている。本論文はバイロンが、ロマン主義一般に見られるような日常的自然の異化という特質をまったく持ち合わせていないという前提で論を進めているが、バイロンと他のロマン主義詩人との自然観の差異は山口論文が主張するようには単純化できない。また、自我の肥大化の問題は、ロマン主義一般の特質でもあり、バイロンのみの特質ではない。主人公の Cain (第三節) や Arnold/Caesar (第四節) に関しては、バイロンのペルソナ (作者の「自我」表現を作中で分担する者たち) として、具体的な作品個所に即して、もっと掘り下げて論じることができる。たとえば、バイロン自身の肉体的 deformity を連想させる Count Arnold (Caesar はその分身) の人物造形・性格造形についてもっと分析のメスを入れる余地がある。バイロンと他のロマン主義詩人たちの相違を明確にするならば、Don Juan のような後期の作品にこそ焦点をおくべきであるが、Deformed Transformed から Beppo、Don Juan に至るバイロン特有のスタイルの発展過程が十分に明らかにされていない。

以上のような、問題点を含みつつも、本論文の主張は明確であり、パイロンの再評価に向けての一定の方向性を示すことに成功しており、博士論文として合格に値すると判断する。

平成 25 年 3 月 6 日に、北九州市立大学北方キャンパス本館 E-313 教室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	木下 靖子 (きのした やすこ)
本籍	福岡県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 73 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日 文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
論文題目	食物分配における内発的動機を生み出す一致の感覚 ーバヌアツ共和国の事例からー
論文題目 (英訳または和訳)	The sense of coincidental expectation that causes intrinsic motivation in the food distribution; From case example of Vanuatu
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学文学部 教授 理学博士 竹川 大介 同審査委員： 神戸学院大学人文学部 教授 理学博士 寺嶋 秀明 同審査委員： 北九州市立大学基盤教育センター 教授 文学修士 稲月 正
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成 17 年 4 月 1 日 大学規程第 96 号) 第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本学位請求論文では、南太平洋バヌアツ共和国の島嶼社会を対象に、人類学における贈与論の先行研究を踏まえながら、食物分配が共同体の維持・形成にどのように機能しているかを検討し、人はなぜ分配をするのかという贈与行為の普遍特性について論じている。</p> <p>論中では人間が平等を志向する動機について「社会的な脚」と「利己的な脚」の2つの議論が引用されているが、インセンティブによる他者操作が「利己的な脚」であるとするならば、木下氏が論じているのは相互のモチベーションをベースとしたもう一方の「社会的な脚」である。</p> <p>本論文では木下氏自身が、バヌアツ共和国内の人口 15 人のメリック島と人口約 500 人のフツナ島に、のべ約 1 年 9 ヶ月滞在しておこなったフィールドワークによる「饗宴」「共同作業」「日常活動」の詳細な調査事例を元に構成されている。</p> <p>従来人類学における贈与交換論では、互酬性を基本とし、他者からの嫉妬や恐れ回避を分配行為の契機とする研究が主として論じられてきたが、それに対し木下氏は食物分配における楽しさや面白さ、驚きをもとに、他者との間に即興的な共感を得ることに注目している。</p> <p>論文で示された多くの事例では、むしろ与え手はさまざまな方法で互酬性の原理を隠蔽し、インセンティブによって他者との関係性を操作することをたくみに避けていた。贈与によって他者を操作せず、自分もまた他者から操作されないことによって、両者の対等性を維持しようとするのである。</p> <p>こうした分配の場でのやりとりでは、与え手と受け手が相互に共感し、ある種の楽しみが「いまここ」で一致する点がもっとも重要な要素であるとしている。また他人の「欲求の断念」を理解することこそが、贈与の価値を意味づけるという指摘もなされている。</p> <p>すなわちこの「共感」の原理にこそ、「あなたと共在したい」という社会性と、贈与分配に対する内発的なモチベーションを生み出す源泉があり、ここに贈与行為</p>

	<p>のもう一つの普遍的な本質すなわち「社会的な脚」があるのだと本論は主張しているのである。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>木下氏の論文は人類学や経済学・社会学におけるこれまでの贈与交換論に関する先行研究をよくレビューし、それらの議論に対しさらに人類の生物学的な特性に関する進化心理学的視点を付け加えながら、オリジナリティの高い議論を展開している。</p> <p>研究材料としては人口が少ない小さなコミュニティをモデルに論じているが、これは決して特殊な事例ではなく、むしろ現代社会に住むわたしたちにも共通した人類に普遍的な原理が働いているというのが木下氏の主張である。</p> <p>一般に贈与交換は、価値の評価や互酬性などの機能論的に論じられたり、あるいは社会システムを背景にした儀礼交換などの構造論的に論じられたりすることが多いが、本論ではそのどちらにも与せず、あえて個々人の内的な動機を議論の中心において贈与の事例を分析している。そして、むしろ対等性が成立した後の贈与の現場では、与え手と受け手の相互の共感による「一致の感覚」によって関係性が動的に成立するという、いわば相互行為論的な立場から贈与を捉えている点がユニークである。さらに事例の分析からは、他者に対する視点獲得によっていかに共感のスイッチが作動するか、といったドゥ・ヴァールの共感論を発展させる可能性を示すことができた。</p> <p>さて、長期にわたるフィールドからの一次データや、説得力のある豊富な事例がこの論文の魅力であるが、一方でこうした貴重な資料の分析および考察に若干ものたりないものを感じたのが残念である。たとえば、さまざまな事例から示された対等性や共感の原理がどのように社会関係の成立に寄与しているのか、あるいはどこまでが普遍特性でどこからが個別文化的な特性であるのかなどの検討は、論攷の中で十分なされているとはいえ、せつかくのデータを生かされていない印象を持った。また調査期間の事例からだけでは、長期的に見た互酬性については判断できないのではないかと指摘もあった。</p> <p>先行研究の知見に即して本論文との関連性をもう少しいねいに読み解き、論点を明確に構成していく必要があったのではないかと思う。事例の分析で得られたそれぞれの考察は、どれもが注目に値する指摘ばかりであり、今後は、こうした考察を詳細に検討し、それらを結びつける大きな理論の構築が期待されるところである。</p> <p>いずれにせよ調査実績や論文内容からは、木下氏の研究能力および人格ともに、学究の徒としての優れた資質がうかがわれ、本論文も本学学位（博士）請求論文としてふさわしいものであると評価された。</p> <p>平成 25 年 2 月 19 日に、北九州市立大学北方キャンパス 4 号館 101 教室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。</p>

学位被授与者氏名	鮫島 千明 (さめしま ちあき)
本籍	鹿児島県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 74 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日 文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
論文題目	Yeats's Mugen-Noh : Ghosts as Unified Emotions
論文題目 (英訳または和訳)	イエイツの夢幻能 — 情念の統一としての亡霊
論文審査委員	論文審査委員会委員主査 : 北九州市立大学外国語学部 教授 木原 謙一 同審査委員 : 佐賀大学文化教育学部 教授 木原 誠 同審査委員 : 北九州市立大学外国語学部 教授 博士 (文学) 木下 善貞
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成 17 年 4 月 1 日 大学規程第 96 号) 第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	鮫島論文は日本の夢幻能に影響を受けた W. B. Yeats の三つの作品 ( <i>At the Hawk's Well</i> , <i>The Dreaming of the Bones</i> , <i>Purgatory</i> ) を中心に、能におけるイメージの統一とイエイツの劇作における情念の統一を論じている。鮫島論文は、これを W. B. イエイツ、エズラ・パウンド、T. S. エリオットらのモダニズムにおける「イメージの統一」との結びつきにおいて体系的に考察している。特に、情念の結晶化としての幽霊に日本の夢幻能の中心があるとし、イエイツによって創作された夢幻能形式を幽霊を中心に考察している。また、イエイツの初期において主張された「群れなす情調」という概念が、いかにして日本の能と結びついたかについて、またそれがアイルランド独立運動という歴史的背景の中で、いかにして民族アイデンティティーの形成に結びついたかを明らかにしている。
論文審査結果の要旨	イエイツにおける日本の能の影響については、すでに多くの先行研究が出ているが、鮫島論文は、特に夢幻能の情念を統一させる表象として幽霊に着目したところに斬新さがある。鮫島氏は、一人の個人の人生は複雑で、偶然の出来事によって、刻一刻変化する情念の束として存在するのに対して、幽霊はその個人の情念の総体が統一化、凝縮化された形で結晶化されたものであるとする。イエイツはこれを、ギリシャ悲劇のコロスの機能と結びつけ、さらにシェイクスピア劇の形式と結びつけ、最終的にはアイルランドのケルト的伝統と結びつけたと論じている。このように日本の夢幻能とイエイツの劇の関係を整理した上で、鮫島氏はさらに、イエイツとアイルランド独立運動の関わりに論及し、イエイツは個人と幽霊の関係を民族と文学的民族表象の关系到に拡張しているとする。すなわち、幽霊が個人の生を一つの情念として結晶化するように、イエイツは詩によって、民族に統一的イメージとアイデンティティーを与え、偶然の出来事の束である民族の歴史に物語と意味を付与しようとしたとする。以上のように、鮫島氏は先行研究で明らかにされたイエイツと能に関する事実関係を踏まえた上で、幽霊を鍵として、イエイツの芸術論の発展過程の中で考察し、文学と国家の問題にまで発展させて考察している。その分析は妥当性があり、論証も十分に説得力をもつものである。

	<p>平成 25 年 3 月 6 日に、北九州市立大学北方キャンパス 3 号館都市政策研究所会議室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。</p>
--	---

学位被授与者氏名	高良 沙哉 (たから さちか)
本籍	沖縄県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 75 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日 文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
論文題目	戦時性暴力について
論文題目 (英訳または和訳)	Acts of Sexual Violence in Times of War
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学法学部 教授 法学博士 中道 壽一 同審査委員： 北九州市立大学法学部 教授 法学修士 岡本 博志 同審査委員： 立命館大学国際関係学部 准教授 教育学博士 秋林 こずえ
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成 17 年 4 月 1 日 大学規程第 96 号) 第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本論文は、軍隊による戦時性暴力に着目し、その特徴を明らかにすることで、軍人による性暴力が引き起こされる「構造」を透明化し、軍人による性暴力が、個人の直接的暴力であるとともに、軍隊構造に起因する間接的・構造的暴力であることを示すことによって、国家・軍隊の責任を明らかにすることを目的としている。</p> <p>本論文の構成と内容は、以下の通りである。</p> <p>第一章では、軍隊と性暴力に関する先行研究に示された言説を整理し、性暴力が軍隊の構造的暴力であることを明らかにしている。すなわち、軍人による戦時および平時の性暴力は家父長制を基礎とした軍隊の構造的暴力であること、性暴力という暴力的な性支配は軍隊組織の特徴である屈強な男性性・男らしさの維持と強化に資すること、したがって、軍隊は戦場において性暴力を攻撃の手段として利用し、戦時、平時における軍人の性暴力を許容してきたことを指摘している。第二章では、かつての日本の植民地における性支配、日本軍「慰安婦」制度の設立の流れを、先行研究や公文書に基づいて概観している。すなわち、日本軍「慰安婦」制度が、日本の性文化である公娼制を土台として、1932年に登場し、1937年末から1938年には「慰安所」は広範囲に開設され、暴力性を内包しながら継続され、1945年の日本の敗戦によって終了したことを概観するとともに、公文書にも、「慰安婦」制度が軍の司令官や参謀長の発案で作られ、政府や軍隊が直接的・間接的に管理し運用する、「慰安所」の「構造」が表れていることを指摘している。</p> <p>第三章一節では、日本の裁判所の判決で認定された被害事実から、「慰安所」における性暴力が軍隊の構造的暴力としての特徴を有していることを明らかにしている。すなわち、裁判所は、「慰安所」の存在や設置の背景、運営等、詐欺や暴力などによる女性たちの強制連行、「慰安所」での性暴力やその他の暴行などの加害行為が、軍の責任によるものであったと判断していることを指摘し、また、その判決は、「慰安所」内における軍隊の組織的暴力と、それと密接に関係する「慰安所」外の戦時性暴力の被害実態を明らかにしていることを論証している。第三章二節では、2000年に開催された女性国際戦犯法廷の判決に基づき、日本軍「慰安婦」制</p>

	<p>度について検討している。すなわち、この国際法廷が「慰安婦」制度を性奴隷制度と認定していることを指摘したうえで、1)「慰安婦」制度は、天皇を頂点とした当時の日本の軍国主義の下で、日本軍によって組織的・制度的に形成され、管理・運営された制度であること、2)「慰安所」は、売買春を装って、強姦を制度内部に閉じ込めて許容し、女性たちを物体化したものであり、上官への絶対服従という日本軍内部での圧迫のストレスが、「慰安所」内外での女性たちに対する性暴力として表れていること、3)「慰安婦」制度は日本軍に独特であり、軍も「慰安所」での性暴力を推奨するという特徴があったこと、4)当時の日本軍による性暴力は、家父長制の観念を基礎とした、異民族や女性を蔑視する考えの下で、男性性の強調として行われており、軍隊による性暴力の「構造」も有していることを論証している。</p> <p>第四章では、平時の軍人による性暴力が戦時性暴力の延長にあると考え、沖縄における米軍人による性暴力を対象として、平時の軍人による性暴力について検討を加えている。すなわち、1995年に沖縄で発生した3名の米軍人による強姦事件の加害行為には、異民族の女性の蔑視、暴力性、軍人同士の連帯など、軍隊の構造的暴力の特徴が見られることや、軍隊における攻撃性や殺傷能力などを培う訓練が、平時の性暴力の発動の要因となっていると同時に、性暴力が、平時でも軍人の暴力的な男性性を高めるのに仕えるという構造を有していることも指摘している。</p> <p>かくして、本論文は、軍人による性暴力には発生する時代や場所、戦時・平時を超えて共通する特徴があること、また、軍人による性暴力の核心は、軍隊の家父長制的な男性性・男らしさの強調という構造にあることを示したうえで、本来的に国家は軍隊による平和を選択すべきではないが、あえて軍隊による平和を選択するならば、国家と軍隊は、軍人の性暴力を防ぎ、発生した性暴力に対し真相究明と被害者救済、再発防止に全力を尽くさねばならないし、その構造によって引き起こされる性暴力に関して責任を負わなければならないと結論づけている。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>(1) 本論文は、「軍人による性暴力について、国家と軍隊に責任を問うことができるか」という課題を設定し、それに答えるために「軍人による性暴力は直接的暴力であるとともに構造的暴力ではないか」という、平和学とジェンダー研究による枠組みを立てて分析している。さらに日本でのいわゆる「慰安婦」裁判判決や裁判所が認定した事実や、民衆法廷「女性国際戦犯法廷」の判決等を分析対象のデータとし、法学の観点からの分析を行っている。このような課題設定、分析は日本の平和研究とジェンダー研究では必ずしも進んでいる研究分野ではなく、本論文のこれらの関連分野への貢献は大きく、研究の独自性が認められる。</p> <p>(2) 先行研究の妥当性に関して、本論文は、戦時性暴力に関する先行研究について主要な文献を丁寧に読み込み、戦時性暴力と平時に行われる性暴力との関連を論じる上での論点整理が明確になされている点で、評価できる。</p> <p>(3) 本論文の主要なデータとして、「慰安婦」裁判判決と「女性国際戦犯法廷」判決文が用いられているが、こうしたデータは、平和研究、ジェンダー研究においてユニークなデータであり、高く評価できる。</p> <p>(4) 分析枠組みの設定に関して、本論文は、先行研究を踏まえ、軍人による性暴力を家父長制と軍事化されたジェンダー・ヒエラルキーの視点から分析し、それによって軍人による性暴力を個人による直接的暴力ではなく、制度としての軍隊による構造的・間接的暴力であることを明らかにしている点で、評価できる。</p> <p>(5) ただし、上記の評価は、本論文の「完成」を意味するものではない。</p>

本論文は、基本的に日本の場合、とりわけ旧日本軍の事例をとりあげて分析しているので、さらに多くの他国の事例を分析して、命題の普遍化を図ることが望まれるし、「平時の性暴力」を「構造的暴力」として検討する場合、戦場に出る軍隊（駐留地域の軍隊）の外出問題を詳細に分析することで研究を深化させることが期待されるし、さらに、旧憲法下の「国家無答責」問題を「国家の一貫性」の視点からさらに追究していくことも考えられるなど、今後の課題として挙げるができる。その意味で、本論文は、発展可能性を有した、力のある論文といえる。

平成 25 年 2 月 15 日に、北九州市立大学北方キャンパス 3 号館 1 階都市政策研究所会議室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	永富 智子 (ながとみ さとこ)
本籍	山口県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 76 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日 文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
論文題目	新敬語「っす」の本質と機能 －女性語としてのポジティブ・ポライトネス・ストラテジー－
論文題目 (英訳または和訳)	Essential Features and Functions of the New Honorific Word "ssu" --'Women's Word' and Positive Politeness Strategy--
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学文学部 教授 社会学修士 須藤 廣 同審査委員： 北九州市立大学文学部 教授 博士 (心理学) 松尾 太加志 同審査委員： 北九州市立大学名誉教授 文学修士 山崎 和夫
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成 17 年 4 月 1 日 大学規程第 96 号) 第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>当論文は、若者の間で多用されている、日本語の敬語の丁寧体である「です」が変化した「っす」ということばに関して、様々な側面から全体的に実証的に検討を加えることにより、この「っす」の実像に迫り、更に男女の使用における差異を考察することを目的としたものである。</p> <p>第 1 章においては、まず本研究の目的と意義を述べ、仮説を提示し、研究方法、本論の構成を提示した。</p> <p>第 2 章においては、本論の柱の概念となるポライトネス理論を概観した。主に Brown and Levinson (1987)、宇佐美 (2002b)、滝浦(2008a)のポライトネス理論を取り上げ、ポライトネス理論のこれまでの知見を振り返り、Brown and Levinson (1987) のポライトネス理論を採用することとした。また、Brown and Levinson(1987)のポライトネス理論では一発話行為レベルの現象しか取り扱うことができないとして、より大きく談話単位でポライトネスを扱うために、ディスコース・ポライトネスを提唱した宇佐美(2002)のポライトネス理論も取り上げた。</p> <p>第 3 章では、新敬語「っす」の先行研究として、尾崎(2002)、永富 (2007)、倉持(2009)の先行研究を中心に取り上げ、それら先行研究の課題を述べた。そのなかで、本論が問題とすることの意味を更に明らかにした。</p> <p>第 4 章では、この「っす」は「新敬語」と命名されているが、果たして、この「っす」は敬語という status を持つのか、を答えるために滝浦(2005)の敬語論を用いて論じた。その結果、本来の形である「です」を使用すると滝浦(2005)の主張どおり、相手と距離を取ってしまうため、その距離を少しでも縮めるための手段として「っす」が現れたと結論づけた。</p> <p>第 5 章では、「っす」の歴史を考察するために、漫画・ドラマ・コマーシャル・新聞記事を用いて分析を行った。その結果、この「っす」は 1970 年前後に出現し、「厳しい上下関係の男社会」において発生し、そこから広がりを見せていることを示した。</p>

	<p>第6章では、若者ことばの観点からの「っす」として、アンケート調査を用いて分析を試みた。その結果、特に「親しい」間柄で多く使用されていることが明らかになった。また、使用理由については、男性の多くは「つい出る、自然に出る」といった、いわゆる非ストラテジーとしての用法や、または「その他」で見られたように、様々な使用理由が挙げられており、共通した方策としてのストラテジーは見受けられなかった。一方、女性の多くは、「ふざけて、ノリで、冗談で」や「親しいから、親しみを出すため」というように、相手へと近づこうとするための手段として、この「っす」を用いている傾向にあることが明らかになった。</p> <p>第7章では役割語の観点からの新敬語「っす」として、様々な資料を用いて、「役割語」という観点から分析を行った。その結果「っす」には、若者らしさ、インパクト、面白さという効果が見られ、金水(2003)の唱えた「役割語」若しくは「役割語的」な働きを持っていることが明らかになった。</p> <p>第8章では、新敬語「っす」の男女の使用に関して分析を行った。そこで、テレビ番組のデータをもとに、宇佐美(2002)の唱えたディスコース・ポライトネス理論を用いて分析を試みた。特に使用箇所の集計と、新敬語「っす」が現れたコンテキストを基に男性、女性の使用の差異の考察を行った。その結果、男性は3人に2人が、女性は3人に1人が使用しており、男性は年長者も年下も同輩も使用しているのに対し、女性は年下のみが使用していることも分かった。また、使用箇所については、男性の場合は特に目立った効果は見られなかったが、女性は効果の見られる箇所、例えばお祈りをする時や怒った時、笑いをとる時などの、ある特殊な場面において使用されていることが分かった。また女性がそのような言語行動を取る背景には、タネン(1992)の主張である、「〈和合〉を大切にする女の社会においては、〈親和〉—お互いが親しみやすこと—が重視される」によるものと結論づけた。</p> <p>第9章を結語とし、「各章のまとめ」を行い、更に「結論」として各章での分析結果から得た知見に基づき総括的に考察を行い、新敬語「っす」の本来の姿である本質とその機能を検証した。結果として、この新敬語「っす」の全体像である本質としては、Brown and Levinson(1987)の提示したポジティブ・ポライトネスを内在しており、この「っす」の本来的な性質は、この「です+ポジティブ・ポライトネス」と記述できると結論づけた。更に、本論の主な主張である男女の使用の差異については、男性の多くは、特にその機能に意識を払わずに使用しているのに対し、女性の多くは、相手との距離を近づけるために、ポジティブ・ポライトネス・ストラテジーとして用いていると論じ、最後に本論における論をさらに強化するために「今後の課題」として問題点を提示した。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>現代の若者ことばとして位置づけられている「っす」の使用に関して、メディアからの資料、アンケート調査資料を基に、特に女性語としての機能をポライトネス理論の観点から論じたものである。</p> <p>先行研究も丁寧に渉猟されており、非常にまとまった論文だと思われる。論の中心の「っす」は「距離を近づける」という点でポジティブポライトネスと位置づけ、女性の使用と男性の使用との差異を歴史的観点、役割語の観点から考察を行い、女性語の研究を踏まえて、女性は社会的要請としてこの性質を利用していると結論づけている点は評価できる。具体的には次のような観点が新しい知見であり、オリジナリティーがあると思われる。</p> <p>(1) 若者ことば、というふうに現代の風潮と思われがちである「っす」の言葉遣いを新しい敬語の問題として捉えて、B&amp;Lのポライトネス理論を枠組みとして</p>

滝浦の敬語論を援用して距離の取り方として論じている点は新しい知見である。

(2) この「っす」自体の研究は文献では散見されるが、多様な側面を持つ「っす」—男性語として、また使用者がある特定の男性のイメージを抱かせること、しかし、女性もこれを多用しており、しかもある種の戦略として用いている—が断片的にしか考察されていない。このことを踏まえて、「っす」の使用法の包括的な、全体的な考察から、その実像に迫り、本質的な機能を明確に示している。

(3) その本質的な機能をふまえて、男女の使用の差異を、特にこれまでに行われてこなかった使用理由に関して調査し、またメディアからの資料では宇佐見の理論を応用して、何らかの人間関係戦略的な使用と思われる発話を抽出している点が評価できる。

特に、女性の使用の広がりに関しては、男性語（ネガティブ・ポライトネス）との流用としてでもあり、さらに女性特有のこの親和を求める（ポジティブ・ポライトネス）機能を活かす為でもあるといった「二重性」を指摘している点も興味深い。

全体として、言語行為を固定的なものではなく、「儀礼」的行為やジェンダーが絡む人間関係ストラテジーとして、多面的、多角的に捕らえた点が評価される。言語を言語の日常実践のなかでダイナミックに変化するものと捉え、社会的な「儀礼」行為の変化、ジェンダー関係の変化等が新しい用法を発生させている点に注目している点は、相互行為論的（動的）な言語社会学（社会言語学）の発展に寄与するところであると思われる。

しかしながら、本論をさらに精緻に深めていくためには、次の観点からの記述、考察が欲しいところである。女性語、女性の使用として考察するためには、今後の課題でも述べているが、女性の立場としてより深い社会学的な考察、つまり、女性論、ジェンダー論からの議論が必要であろう。また、敬語の使用に関する問題としては、敬意という概念の社会的変化、（あるかないかも含めて）などの観察、考察も必要であろう。資料の提示に関しては、出現数、出現率（「です」が発生すべきところでの「っす」の発生数）といった更に詳細な観察、記述が必要であると思われる。

このような課題を含んではいるものの、上述の評価の通り本論は博士論文としての資質を十分に満たしていると言える。

平成 25 年 2 月 18 日（月）18 時～19 時 30 分に、北九州市立大学北方キャンパス 3 号館 1 階都市政策研究所会議室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	芳賀 祥泰 (はが よしやす)
本籍	福岡県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 77 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日 文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
論文題目	介護保険制度下における介護サービス供給実態と社会福祉法人の特徴に関する実証的研究 - 事業環境と事業展開の観点から -
論文題目 (英訳または和訳)	An Empirical Research about the Actual Condition of the Nursing-care-services Supply Subject and the Feature of the Social Welfare Corporation under Public Nursing Care Insurance: From a Viewpoint of Business Conditions and Business Deployment
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 吉村 弘 同審査委員： 北九州市立大学大学院マネジメント研究科 教授 王 効平 同審査委員： 産業医科大学医学部公衆衛生学教室 教授 松田 晋哉
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成 17 年 4 月 1 日 大学規程第 96 号) 第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本研究の目的は、九州地域全市町村 (233 市町村) の介護サービス供給主体についての実態調査資料に基づいて、介護保険制度下における介護サービス供給主体の供給実態と、その中での社会福祉法人の特徴を事業環境と事業展開の 2 つの観点から、実証的に明らかにすることである。その方法は、まずデータにもとづいて、供給主体の実態を明らかにし、そこから得られる一般的傾向性にもとづいて社会福祉法人の特徴を実証的に明らかにするものである。</p> <p>超高齢社会を迎えた我が国では、介護保険制度開始後、介護サービス供給主体の多様化が進展している。その中であって、従来主要な供給主体であった社会福祉法人のあり方が従来にも増して問われている。筆者は、介護保険制度開始後すぐに、介護サービスを供給する社会福祉法人と株式会社の経営に携わるようになり、その経験を背景に持ちつつ、修士論文のテーマを質的にも量的にも大幅に拡大深化させて、より一般的データと新たな観点・視点に基づいて介護サービス供給主体の供給実態、とりわけ社会福祉法人の実態を実証的に明らかにしたいと考える。</p> <p>序章では、本研究の目的、本研究の問題意識、本研究の方法、先行研究との関係における本研究の位置づけを、また、第 1 章では、一般的に、介護保険制度下における供給主体の実態の概要について述べる。</p> <p>第 2 章では、事業環境について人口規模、高齢化率、所得水準の 3 つの視点から、9 種の供給主体、とりわけ主要 3 供給主体 (社会福祉法人、医療法人、営利法人) の実態と其中での社会福祉法人の特徴を明らかにし、社会福祉法人は、事業環境の 3 つの視点において特に人口規模が小さく、高齢化率が高く、所得水準が低い地域で活発に介護サービス供給を行っている主要な供給主体であることを明らかにする。</p> <p>第 3 章、第 4 章、第 5 章では、事業展開の観点から考察する。まず第 3 章では、</p>

	<p>介護サービス供給主体の事業展開の観点のうち、多角展開主体の実態と社会福祉法人の特徴を明らかにする。ここで多角展開とは、個々の供給主体が、介護サービス供給地域と事業所数に関わりなく、2種類以上の介護サービスを供給している「介護サービス種類の多様化」を意味する。社会福祉法人は、供給主体の中で全ての介護サービス種類を供給している唯一の供給主体であり、多角展開をリードしている供給主体であることを明らかにする。</p> <p>次に第4章では、事業展開の観点のうち、広域展開主体の実態と社会福祉法人の特徴を明らかにする。ここで広域展開とは、個々の供給主体が介護サービス供給種類と事業所数に関わりなく2以上の市町村において介護サービスを供給している「地域の多様化」を意味する。それを通じて社会福祉法人は、広域展開をリードしている供給主体であることを明らかにする。</p> <p>さらに第5章では、事業展開の観点のうち、チェーン展開主体の実態と社会福祉法人の特徴を明らかにする。ここでチェーン展開とは、個々の供給主体が介護サービスの供給種類と介護サービス供給地域に関わりなく1供給主体当たり11事業所以上展開している「事業所の多様化」を意味する。その上で社会福祉法人は、チェーン展開をリードしている供給主体であることを明らかにする。</p> <p>終章では、上述の結果に基づいて、介護保険制度下における介護サービス供給主体の実態をまとめ、介護サービス供給主体としての社会福祉法人の特徴を「オールラウンドプレイヤー的供給主体」「最後のセーフティネット的供給主体」「事業展開積極的供給主体」として位置づけ、介護保険制度開始前に主要な介護サービス供給主体であった社会福祉法人は、介護保険制度下においても今後ますます介護サービス供給における地域の最後のセーフティネットとしての役割が増すことを示している。それに基づいて、本研究の政策的含意、今後の介護サービス供給主体の展望と本論文の限界について述べる。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>本研究は、介護保険制度下における介護サービス供給主体の供給実態と、その中で社会福祉法人の特徴を事業環境と事業展開の2つの観点から、実証的に明らかにしているが、その観点は独自性において高く評価できる観点であり、また、その分析方法も実証性において優れた妥当な方法であり、学位論文として十分評価し得るものである。</p> <p>とりわけ、データは、九州全市町村という(全国ではないという意味で)限られた地域ではあるが、一定地域の悉皆データ(8200余の供給主体、21000余の事業所)は、必要性は認識されつつも、公的に整備されたものも私的に公表されたものも見いだせず、その悉皆調査データである点を、その収集の苦労とともにまず評価する。</p> <p>本論文は綿密なデータ解析の積み重ねによって供給主体の比較検討を行い、それを基に、結論において、介護サービス供給主体のうち主要3供給主体について、2つの観点の、それぞれ3つの視点、計6つの視点から、特徴を描き出し、社会福祉法人を通所・特養系、医療法人を通所・医療系、営利法人を福祉用具系として、それぞれ事業展開パターンを特徴づけている点、及び、社会福祉法人の特徴を「オールラウンドプレイヤー的供給主体」「最後のセーフティネット的供給主体」「事業展開積極的供給主体」として位置づけているのは鮮やかで説得的であり高く評価される。将来展開としては、現在注目を浴びているサービス付高齢者住宅、小規模多機能施設、地域包括ケアなど、あるいはミクロ的な経営の視点を取り入れるなどが期待されるが、本論文は学位論文として十分であると高く評価できる。</p> <p>平成25年2月18日に、北九州市立大学北方キャンパス都市政策研究所会議室</p>

	において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。
--	--

平成 24 年度学位（博士）の授与に係る論文内容の要旨及び論文  
審査結果の要旨 第 15 号 （平成 25 年 3 月授与分）

発行日 2013 年 3 月

編集・発行 北九州市立大学 学務第一課

〒802-8577

北九州市小倉南区北方四丁目 2 番 1 号

電話 093-964-4021